

三芳町立第二保育所の民営化に係る移管先法人募集要項 (案)

三芳町立第二保育所の民営化に伴い、同保育所を町からの移管により設置、運営する社会福祉法人等（以下「法人」という。）を次のとおり募集します。

1 移管する保育所の名称、所在、定員等

- (1) 名称：三芳町立第二保育所
- (2) 所在地：埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 9 1 0 番地 3
- (3) 定員：85名
- (4) 敷地面積：1,350.00 m²
- (5) 建物面積：635.50 m²
- (6) 構造等：鉄骨造 2 階建て 昭和 53 年度建築、平成 25 年度耐震改修による改築

2 移管する時期

平成 31 年 4 月 1 日

3 応募資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 社会福祉法人、日本赤十字社、一般財団法人又は一般社団法人であって、三芳町及び三芳町に隣接する市（川越市、所沢市、富士見市、ふじみ野市、新座市、志木市）において認可保育所を運営し、良好な実績のあるもの。
- (2) 保育所の設置認可のための審査基準を満たすこと。
- (3) 児童福祉の理念・公共性・公益性を持つ法人であって、予定する保育の方針や内容が、子ども本来の発達や育ちを重視するものであり、子どもを中心とした保育を実施すること。
- (4) 町の保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。
- (5) 移管先法人として決定した場合、法人が既に運営している保育所を廃止又は休止しないこと。
- (6) 町の承諾なしに、移管後の保育所を廃止又は休止しないこと。
- (7) 三芳町暴力団排除条例（平成 25 年三芳町条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団若

しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

(8) 保育所保育指針を基本とし、本要項5 運営の条件 に掲げる事項を遵守すること。

4 財産移管条件

- (1) 土地は、10年間の無償貸与とし、貸与期間経過後は、その期間終了前に町と協議する。
- (2) 建物及び工作物（以下「建物等」という。）は、現状のまま無償譲渡する。
- (3) 備品は、原則として現状のまま無償譲渡する。
- (4) 移管後の土地、建物等及び備品は、保育所に供するための用途以外には使用してはならないこととし、その維持管理は、法人が自己の責任により自己の負担をもって行うものとする。

5 運営の条件

(1) 全般事項

- ア 移管日である平成31年4月1日までに、埼玉県知事の認可を得て、保育所を設置すること。
- イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、三芳町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年三芳町条例第20号）、保育所保育指針をはじめとした関係法令等を遵守し、法人が自ら認可保育所として運営すること。
- ウ 保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域の特性を生かした運営に努めること。
- エ 子どもの安全を最優先とし、事故防止及び安全管理に関する体制を確保すること。
- オ 公立保育所として運営されている保育所を移管により継続して運営することに対し、十分な理解のもと運営を行うこと。
- カ 児童送迎のための駐車スペースを十分に確保すること。
- キ 入所児童、保護者等の個人情報については、関係法令に基づき適正に管理すること。
- ク 苦情解決責任者等を定め、苦情解決のための仕組みを整備すること。

(2) 保育事業

ア 現行の第二保育所の開所日、開所時間を維持し、又はこれを上回ることができること。

【現行の第二保育所の休所日、開所時間】

① 休所日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで

② 開所時間：午前7時から午後7時まで

イ 児童の受入開始可能年齢は、現行の生後7か月を超えないこと。

ウ 障がいのある児童を積極的に受け入れること。

エ 第二保育所における年間行事等は原則として当分の間継承すること。ただし、三者協議会における協議により、内容等について変更することができるものとする。

オ 保育実施のための実費負担については、三者協議会の協議により必要とされた場合を除き、当分の間保護者に新たな経済的負担を求めないこと。

カ 帽子等の個人用品については、移管の際現に使用している物を在所中は認めること。

キ 送迎方法や保育参加を継承し、積極的に保護者とのコミュニケーションを図るよう努めること。

(3) 職員配置等

ア 施設長は、専任であり、認可保育所において10年以上勤務し、幹部職員としての経験を有し、保育に対する高い見識と幅広い知識を有する者とする。

イ 主任保育士は、専任であり、認可保育所において5年以上勤務し、幹部職員としての能力と経験を有する者とする。

ウ 職員配置は、児童福祉施設最低基準の規定を遵守すること。ただし、1歳児クラスについては児童4人に対し1人、3歳児クラスについては児童15人に対し1人、4歳児クラスについては児童20人に対し1人をそれぞれ配置すること。

エ 年齢ごとに配置する常勤の職員のうち、各年齢児クラスにつき少なくとも1名は正規職員として雇用している者を配置すること。

オ 職員について、経験等のバランスが取れた職員配置を行うことにより、保育の安定的な提供を可能とすること。

(目安としては、実務経験5年以上が3割、10年以上が3割)

- カ 移管による保育環境の急激な変化により児童、保護者に不安が生じないように配慮する観点から、第二保育所に勤務している町の臨時的任用職員が移管後の保育所での就労を希望する場合には、その雇用に努めること。
- キ 職員資質向上による保育の質の向上のため、勤務する職員に対し、計画的に研修を実施すること。

(4) 給食

- ア 自園調理により給食を提供すること。
- イ 食物アレルギー対応については、公立保育所と同等以上の対応を実施し、給食を提供すること。また、おやつについても同様とする。
- ウ おやつは、手作りを基本とすること。
- エ 児童、保護者等に対し、献立の提示等の食に関する情報を提供すること。
- オ 児童に対し、食事づくり等食に関する体験の機会を提供するなど、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。

(5) 引継ぎ・合同保育

- ア 入所児童及び保護者の不安の解消、保育内容の継承等による円滑な移管のため、合同保育による引継ぎを実施すること。合同保育を含む引継ぎ保育の内容及び期間については、三者協議会での協議を経て決定するが、勤務予定保育士を派遣し行うこと。
- イ 保育士以外の勤務予定者についても、合同保育期間中に随時派遣し、引継ぎを受けすること。
- ウ 第二保育所と連携しながら、引継ぎ計画書作成等の準備を行うこと。
- エ 移管先法人決定後から、施設長予定者及び主任保育士予定者を中心として、適宜移管前の第二保育所の行事等に参加し、内容等の把握に努めること。
- オ 引継ぎにあたり、児童及び保護者等の個人情報が必要とする場合には、町と協議し、その指示に従うこと。

(6) 三者協議会

- ア 保護者・移管先法人・町の信頼関係を築くため、また、移管に伴う諸事項、履行状況、合意形成等を目的とし設置する三者協議会へ参加すること。
- イ 三者協議会において確認し、又は合意した事項等については、誠意をもって履行すること。

(7) その他

- ア 法人は、移管先法人選定後、町と合同で保護者等関係者に対する説明会を速やかに開催すること。
- イ 移管後の保育所名は、三者協議会で協議の上決定すること。
- ウ 法人は、移管後の運営状況等について、町の求めに応じて報告を行うとともに、訪問による内容確認の必要が生じたときは、これに協力すること。
- エ 町内保育所長等で構成する園長・所長会議に参加すること。
- オ 町が、移管後のフォローアップのためにアンケート等を実施する場合は、これに協力すること。

6 申込書等の配布

(1) 配布期間

平成29年9月 日から平成29年10月 日まで
(土、日、祝日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

三芳町役場 こども支援課 保育担当

募集要項については、上記期間中、町ホームページからダウンロード可能。

7 申込受付

(1) 受付日時

平成29年10月 日から平成29年11月 日まで

(土、日、祝日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

三芳町役場 こども支援課 保育担当

※郵送による申込みは、受け付けません。

(3) 提出部数

●●部 (正本1部、写し〇〇部)

※A4サイズにより提出してください。(縮小等により判読困難なものについては、折込み可。)

※選定作業に必要とするため、写しのうち1部は製本せずに提出してください。

(4) 提出された書類は、移管先選定作業以外に使用せず、また、返却しません。

(5) 応募法人は、次の提出書類等の提出をもって、本容量の記載内容を承諾したものとみなします。

(6) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

(7) 追加資料の提出を求める場合があります。

(8) 応募締め切り後、応募法人名を公表します。

(9) 提出された書類は、三芳町情報公開条例(平成17年三芳町条例第26号)に基づく情報公開の対象となります。

8 提出書類等

(1) 提出書類

申込みに当たり、以下の書類を町に提出してください。なお、提出した書類について原則として締切日以降の差替え又は再提出は、認めません。

- ・三芳町立第二保育所移管先法人応募申請書
- ・法人登記簿謄本(履歴事項全部記載)
- ・定款(原本証明すること。)
- ・就業規則、給与規程(給料表、退職規程、準職員の取扱いに関わるものを含む。すべて原本証明すること。)
- ・税の滞納がないことを証明する書類
- ・社会福祉法人現況報告書1式(直近3期分)の写し

- ・民間施設給与等改善費適用申請書（直近3期分）の写し
- ・所管庁へ提出した直近の保育所指導監査資料及びその指導監査結果報告書の写し
- ・職員人員配置予定表
- ・法人保育内容等説明書
- ・移管後事業計画書
- ・移管後運営収支計画書
- ・現在運営する施設長及び主任保育士の履歴書及び保育士証等の写し
- ・移管後保育所の施設長予定者及び主任保育士予定者の履歴書及び保育士証等の写し

(2) 留意事項

- ア 提案事項については、どのような考え方で、どのような効果のため、どのように実施するかを具体的に記載してください。評価に当たり、目的や具体策が不明の場合や実現性が少ない提案は評価しない又は評価できない場合があります。
- イ 提出された計画は、移管後速やかな実施を求めます。
- ウ 全部事項証明又は登記簿謄本は、3か月以内に取得したものとします。

9 説明会及び現地見学会について

募集に当たり、説明会等を以下のとおり開催します。

- (1) 日時：平成29年 月 日 ●●時から
- (2) 場所：三芳町立第二保育所（入間郡三芳町大字藤久保910番地3）
- (3) 参加可能人数：1法人につき2名まで

※応募予定法人は、必ず説明会に参加してください。参加申し込みは、別紙により平成29年〇〇月 日までにFAXで提出してください。

10 募集に関する質問

本件募集に関する質問等がある場合は、別紙により平成29年 月 日までにFAXで提出してください。なお、説明会に参加しなかった法人からの質問は受け付けません。また、回答については、町ホームページに順次掲載します。

11 選定及び決定等

(1) 選定及び決定方法

選定は、学識経験者、保護者代表者及び町保育関係者による三芳町公立保育所移管先法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、第一次審査及び第二次審査による審査・選定を行い、その選定結果を基に、法人と町で協議したうえで町が決定します。

第一次審査では、提出された書類を中心に審査を行い、第一次審査で選定された法人について、第二次審査として選定委員会による現地調査及び法人による選定委員会に対するプレゼンテーションを実施します。なお、プレゼンテーションは公開により実施します。

また、審査の結果、移管対象として適当な法人がないと選定委員会が判断した場合は、移管先法人を選定しない場合があります。

(2) 第一次審査

第一次審査では、次の項目について評価審査を行います。

ア 既存園の運営状況について

- ・ 応募理由
- ・ 法人の基本理念
- ・ 保育方針
- ・ 保育内容及び実績
- ・ 特別保育事業への取り組み
- ・ 事故防止・安全管理体制
- ・ 衛生管理・感染症対策
- ・ 法令遵守体制
- ・ 職員処遇
- ・ 職員研修実施状況
- ・ 保育士の経験年数及び定着度合
- ・ 財務状況の健全性

イ 移管後の保育所運営について

- ・ 開所時間、開所日

- ・保育方針
- ・保育内容
- ・障がいのある児童の保育
- ・特別保育事業の提案
- ・職員配置計画
- ・就任予定者の適格性
- ・職員採用計画
- ・既存園との人事交流・発展性
- ・職員研修の考え方
- ・給食、食育に関する考え方
- ・要望、意見、苦情等の処理制度
- ・父母会への考え方
- ・保護者負担金への考え方
- ・三者協議会への取り組み姿勢
- ・その他保育サービスの向上のための提案
- ・運営収支計画

(3) 第二次審査

ア 現地調査

応募法人が現に運営している保育所の現地調査を実施します。

日程については、平成29年 月ごろを予定していますが、詳細は第一次審査を通過した法人に平成29年 月ごろに通知します。

在籍児童の保護者から、法人が現在運営している保育所の見学の申し出があった場合は、その実施について配慮をお願いします。

イ プレゼンテーション

応募書類の内容及び法人代表者、施設長、主任保育士等（各予定者を含む。）の保育に対する考え方、移管後の保育所の運営方針等に関するプレゼンテーションを行っていただきます。日程等についての詳細は、現地調査実施通知とともに通知します。

なお、施設長（予定者含む。）は、本人の出席を必ず求めます。

ウ 選定結果の通知

選定結果は、その選定された法人名および保育方針を公表するとともに、平成29年 月ごろまでにすべての応募法人に対し通知します。

12 その他

(1) 議会議決について

第二保育所は、三芳町保育所設置条例の規定により設置運営されています。このため、移管に当たっては、町議会において同条例の改正の議決が必要となります。仮に議決が得られなかった場合には、移管事務を停止します。この場合において、町は損害賠償等の責任は一切負いません。

(2) 履行義務違反について

移管に当たっては、本要項及び町と締結する各契約事項等を誠実に履行してください。これらに違反し、又は継続しがたい行為を行った場合には、移管事務を停止し契約を解除することがあります。この場合において、町は損害賠償等の責任は一切負いません。

また、町に損害が生じた場合には、法人に対し損害賠償を請求する場合があります。